



# オアシス

2013年10・11月  
No. 55  
発行：オアシス  
編集委員会  
連絡先：多田義幸  
TEL  
090-9121-0602

日立グループ行動規範の中で、人権や労働に関する記載を紹介します。知っているだけでなく、実際に守られることが大切です。

## （4-1）人権の尊重に向けて

人権に関する国際規範を尊重し、人権を妨害もしくは阻害するような行動に関与しないよう配慮します。

## （4-2）差別の撤廃

従業員の採用・処遇及び商取引などあらゆる企業活動において、当事者一人ひとりの人格と個性を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどによる差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

## （4-4）労働における基本的権利の尊重

（1）企業の社会的責任に留意した雇用を推進します。従業員の雇用にあたっては、各国・各地域の法令に準拠して実施します。就業の最低年齢に満たない児童に対する児童労働や従業員の意に反した不当な労働はさせません。

（2）企業の社会的責任に留意した調達を推進し、児童労働・強制労働を行っている企業からの調達を行いません。

（3）各国・各地域の法令や労働慣習を踏まえ、国連グローバル・コンパクトの原則として示される**従業員の基本的な権利を尊重し**、経営幹部と従業員の真実かつ建設的な話し合いを通じて、お互いの問

題をよりよく理解し、共同で課題解決に努めます。

## （5-4）従業員の力を引き出す環境の整備

（1）雇用・人事・勤務・賃金などの労働条件などに関し、関係する**労働法令を遵守**します。

（2）従業員一人一人の人権を尊重し、個人情報及びプライバシーの保護に関しては細心の注意を払って厳正に管理します。また、人権侵害するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどは**絶対に行いません**。

（3）安全と健康を守ることは全てに優先するという考え方を基本として、職場の安全確保に努めます。

（4）心身の健康増進に取り組みます。また自らの健康だけでなく、周囲の健康にも配慮します。

（5）従業員一人ひとりが、働きがい・やりがいを持って働くことができる職場づくりに努めていきます。多様な働き方の実現や各種休暇制度などの活用により、仕事とプライベートの両立（ワークライフバランス）を支援していきます。また、**妊娠・出産や育児、家族の介護などが必要な従業員に対しては、これらに専念できるように、職場の環境作りに努めていきます**。

（6）自らの能力を最大限に発揮できるように、常に最善の努力と自己研鑽に努めます。上司は、部下に対して公正で適切な管理・指導・育成を行い、その能力の伸長に努めます。